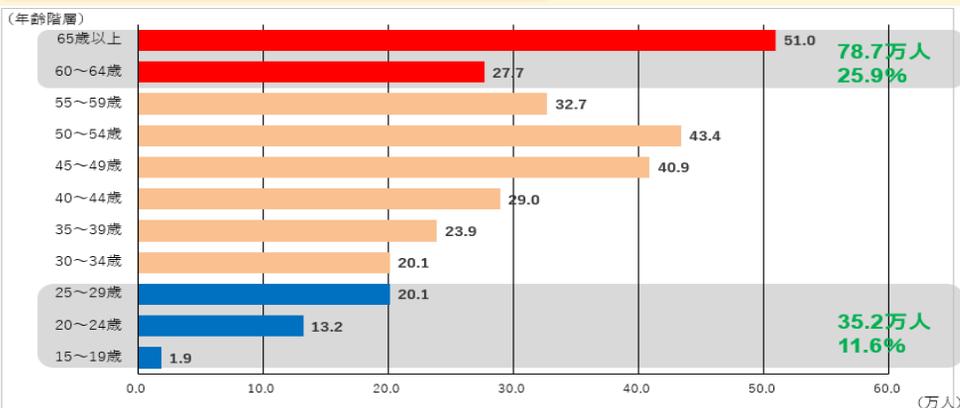


# 公共工事の発注者の皆様へ

建設業の働き方改革の推進のため、適正な工期での工事発注を！

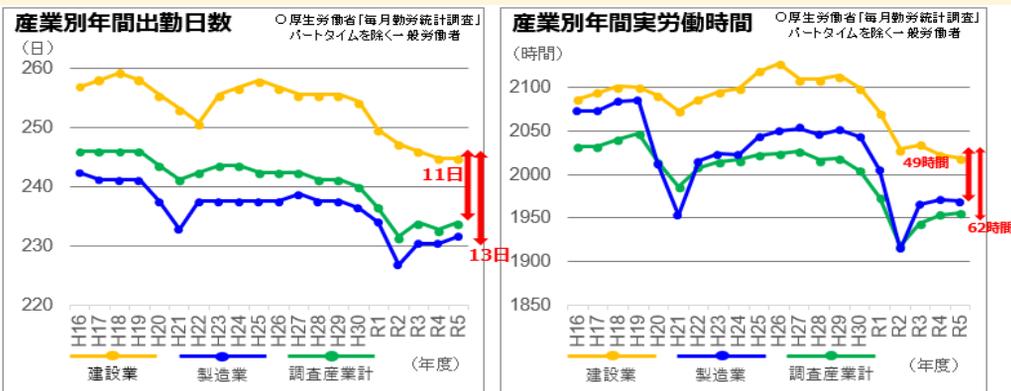
建設業は地域のインフラ整備やメンテナンスの担い手であるとともに、地域経済・雇用を支え、災害時には最前線で地域の安全・安心の確保を担う地域の守り手でもあります。しかし、他産業に比べ、長時間労働の状態にあることなどから、技能者の急速な高齢化と若者離れが進んでおり、将来の担い手不足が深刻化しています。

## 年齢階層別の建設技能者数



60歳以上の技能者が全体の約25.9%を占めているのに対し、将来の建設業を支える29歳以下の割合は約12%。若年入職者の確保・育成が喫緊の課題。

## 建設業の働き方の現状



建設業の年間出勤日数は全産業と比べて11日多い。また、年間総実労働時間は全産業と比べて62時間長い。

厚生労働省「毎月勤労統計調査」年度報より国土交通省作成

### 建設業における平均的な休日日の取得状況

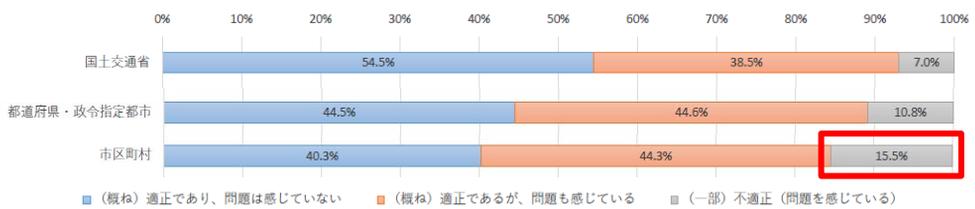


国土交通省「適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」(令和6年8月6日公表)

技術者、技能者とも、4週8休(週休2日)の確保ができていない場合が多い。

技術者：主任技術者や監理技術者等、施工管理を行う者  
技能者：建設工事の直接的な作業を行う、技能を有する労働者

### 工期の設定状況



市区町村では、問題を感じているが15%を超える

裏面に続きます

# 2024(令和6)年4月1日から 建設業にも時間外労働の上限規制が適用されました

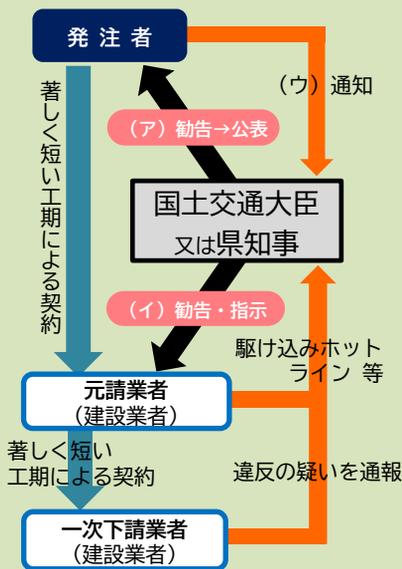
2024(令和6)年4月1日以降、建設業における時間外労働の上限は原則として**月45時間・年360時間**となり、臨時的な特別の事情がなければこれを超えることができなくなりました。

時間外労働の上限  
規制特設サイト



## 著しく短い工期の請負契約は禁止されています

たとえ発注者と受注者が合意していても、令和6年4月以降、上限規制を上まわる違法な時間外労働を前提として設定された工期は、「著しく短い工期」となり、建設業法第19条の5に違反するおそれがあります。また、工期を変更する場合も建設業法は適用され、変更後の工事を施工するために「著しく短い工期」は禁止されています。



○違反した場合、建設業法第19条6により、許可行政庁（国土交通大臣又は県知事）が発注者に勧告することができ、勧告に従わない場合は公表されることがあります。（左図ア）

○建設工事の注文者が建設業者であった場合、許可行政庁は建設業法第41条を根拠とする勧告や第28条を根拠とする指示処分を行うことができます。（左図イ）

○建設工事の受注者が下請業者と著しく短い工期で下請契約を締結していると疑われる場合は、当該工事の発注者は公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第11条に基づき、当該受注者の許可行政庁にその旨の通知（左図ウ）が必要です。

### 「通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間」とは

単に定量的に短い期間を指すのではなく「**工期に関する基準**」（令和2年7月 中央建設業審議会作成、勧告）等に照らして不適正に短く設定された期間をいう。

### ◇工期に関する基準

（令和2年7月 中央建設業審議会作成・勧告）

建設工事において適正な工期を確保するための基準が定められており、これに基づいた工期の設定をお願いします。

[https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo\\_const\\_tk1\\_000190.html](https://www.mlit.go.jp/totikensangyo/const/totikensangyo_const_tk1_000190.html)



## 適正な工期の設定は発注者の責務です

公共工事品確法第7条において、発注者の責務として以下の内容が規定されています。

- ① 休日、準備期間、天候等を考慮した**適正な工期の設定**
- ② 公共工事の**施工時期の平準化**に向けた、**債務負担行為・繰越明許費の活用**による翌年度にわたる工期設定、中長期的な発注見通しの作成・公表等
- ③ 設計図書の変更に伴い工期が翌年度にわたる場合の繰越明許費の活用等

建設業の厳しい現状を理解して頂き、工事を発注する際には、4週8閉所や週休2日制を取り入れるなど働く方の休日数も考慮した適正な工期での契約締結をお願いします

